

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
1	沼和田西部	<p>【日枝神社前道路、雨天時の冠水について】 数年前にも何度かお願いいたしましたが、「大平町が相手だと無理」との理由で、断念しておりましたが現在なら対処できると存じお願いいたします。 日枝神社前の道路が雨天のたびに冠水し、車両事故などもあり困っております。 さらに、東部と西部から小さな川が合流します。下流になる度に細くなる不思議な川がここにあるのです。下流は上流の3分の1の川幅です。何とか善処していただきたくお願いいたします。</p> <p>川幅 上流より3m30cm→2m55cm→2m30cm(合流部)→1m15cm</p>	<p>【道路河川整備課】 ご質問の日枝神社前の道路の冠水対策についてですが、平成19年に質問があり、当時の旧大平町と対応について協議していくと回答したところであります。 また、翌年の平成20年度にも質問があり、巴波川へ水路を分水して排水する方法について、旧大平町と協議をしていくことや、取水している巴波川の堰の管理や改修についても協議していきますと回答しております。 その後、合併を経て被害軽減に向け一体となり検討を進めてきたところであり、平成27年の豪雨を契機に幹線水路や調整池の整備、堰の改修などの対策について、広域的に検討を進めているところであります。 具体的な対策としましては、巴波川へ排水を行えるよう幹線水路や調整池などの整備計画を平成31年度までを目途に策定し、その後事業着手をしていきたいと考えておりますが、具体的な整備は下流から段階的に進めないと効果が発揮されないことから、長期間なものになってしまいます。 その上で短期的な取り組みとしては、今年度に巴波川からの取水堰の1つであります、沼和田町地内の愛宕神社付近の愛宕堰の改修を予定しており、冠水被害が軽減されるものと考えております。 今後も、計画的に対策を進めてまいります。</p>	<p>【道路河川整備課21-2785】 日枝神社前道路の冠水対策については、まず、愛宕堰の改修工事が3月完成に向けて、現在進められており、木造の簡易な堰から機械的巻き上げ式の堰に改修され巴波川の増水に水量の調整も可能になることから、冠水被害軽減に対し一定の効果が考えられます。 次に、水路につきましては、市街地からの水も流れる幹線的な水路であることから、水路断面の拡充や調整池の設置による総合的な冠水対策を計画しているところであり、前回も回答しましたが、平成31年度を目標に計画策定し、その後のスムーズな事業実施に向け進めているところであります。</p>
2	旭町一・二	<p>【旭町地内における空冷川の処理について】 旭町地内、市文化会館の南側駐車場を一部暗渠で南北に縦断して南下する空冷川は流れがほとんどなく、澱みにゴミが入ったビニール袋や空き缶など様々な投棄物が放置浮遊している。 水面と川岸との段差が大きく、拾ったり掃除したりする作業も容易ではないので、早急に善処されるようお願いいたします。</p>	<p>【道路河川維持課】 ご要望の空冷川の清掃等につきましては、7月に実施をいたしました。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 [担当課:道路河川維持課 TEL:21-2408]</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
3	倭町南	<p>【本市に滞在するベトナムからの留学生について】 今春ベトナムから日本語のリテラシーがまったくない留学生(就学ビザで入国?)2人が地区内のシェアハウスに居住し市内の洋裁学校(ネパールの留学生を多数受け入れている)に午前中通学、午後からは深夜までアルバイトに精励する。来栃してから数カ月が経過したが、未だに全く日本語の習得が充分ではなく会話もままならない。不慮の災難に遭遇(病気や交通事故)したとき、対応できるのは留学先の学校で、本市の住民登録等(市民ではない)も未届で近隣住民の善意に助けられている状況。入国までの費用と学校の授業料を補填するために週28時間という労働時間をはるかに上回る苛酷な労働に明け暮れる異国の若者が日本をどう実感するか。 市民ではないので行政の直接の関与はできないだろうが、授業料を徴収している学校への指導介入はできないものかどうか。</p> <p>【当日再質問】 要旨にもあるとおり就学ビザで来たであろう日本語が分からないベトナム人がいます。このような状況を栃木市並びに国際交流協会ほどの程度把握しているのでしょうか。また、何かしらのトラブルがあった際どのような対応ができるのかももう少し詳しく教えてください。</p>	<p>【総合政策課】 本市に在住する外国人の数が増加傾向にあることは、住民基本台帳のデータにも裏付けされており、実感として外国人の方を見かける場面は増えていると感じているところです。しかしながら、その生活実態につきましては、全体を把握しきれないのが実情です。 現在、本市におきましては、在住外国人の方の不安を少しでも和らげるため、栃木市国際交流協会と連携し、在住外国人向けの相談窓口開設、日本語教室の開催、日常生活に関する外国語訳パンフレットの配布、災害時外国人キーパーソン登録推進などを実施しております。 また、学校への指導につきましては、まずは、実態の把握が必要であると考えておりますので、上記相談窓口にて、当該外国人の方と面談をするなどの対応をしてまいりたいと思います。 今後につきましても、ますます様々な国の方が来られることも想定されますので、多文化、多言語に対応した施策や市民の方と共生できる施策を関係団体等と協議してまいります。</p> <p>外国人の実態について栃木市では、全てを把握しているわけではありません。様々なマナーの問題があり、国際交流協会では学校へはたらきかけを行っているほか、マナー講座を積極的に行っています。 学校側もこのような実態を理解いただき、国際交流協会に加入していただいたことから連携ができるようになっていきます。しかしながら、全ての外国人の実情を把握するのは難しいため、国際交流協会の相談窓口へ相談いただいた際には対応いたします。 今後も学校や就労している会社へ働きかけを行い地域の方も外国の方も住みよいまちづくりを行いたいと考えております。また、悪質なマナー違反等については毅然とした対応をしなければならないと考えています。【総合政策部長】</p> <p>ある学校の説明では、入学の条件の一つとして日本語を習得していることとなっていると聞いています。しかしながら、現実には日本語が話せない外国人がいるということですので、学校に確認をします。また、国際交流協会だけでは対応が難しいかもしれません。場合によっては、地域の方と協力していくこともあると思います。対策を考えてまいります。【市長】</p>	<p>【総合政策課 TEL:21-2301】 市内にある専門学校に確認をしたところ、日本語学校を経て入学してくるため、基本的には、日常会話程度の日本語を話せることが前提となっている、とのことですが、その習熟度には個人差があることも現実のようです。 市としては、年々増加傾向にある外国人住民との共生を推進する中で、相互にコミュニケーションをとり、共生意識の醸成を図ることが、トラブルを未然に防ぐことにつながるのではないかと考えております。 新たな取り組みとして、昨年12月に、栃木県・県国際交流協会・市国際交流協会と連携し、在住外国人と日本人向けに「やさしい日本語ワークショップ」を開催し、外国人とのコミュニケーションに役立つ「やさしい日本語」で伝える工夫を学んでいただいたところです。 また、専門学校に対しては、市国際交流協会を通して、市政情報等についての情報提供を始めました。 さらに、新年度からは、市国際交流協会と協力し、FMラジオを活用して多言語による情報コーナーの放送も開始する予定です。 今後についても、市国際交流協会と連携、協力し、これまで実施してきた外国人住民向けの生活マナー講座や語学講座を継続的に開催するとともに、外国人住民や外国人が多く在籍する学校等に対しても積極的に情報発信し、トラブル防止につながるよう努めてまいります。</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
4	第2地区 連合会	<p>【栃木市の水「蔵の水」について】</p> <p>市町合併前(日向野市長時代)、本市の水道水(井戸水を使用)を蔵の水と称して商品化しボトルを一般に販売するとともに、当然ながら行政における諸会合では、常にボトルが提供されていた。</p> <p>平成の合併による新体制になって、蔵の水は廃止され、現在は、大量購入で相当の値引きがあるであろう市販のお茶のボトルが会合時に提供されている。</p> <p>全国的に地産の水が地元のPRに有効に活用されている例は決して少なくはない。ゆるキャラによるPRより実益も加味されると思う。</p> <p>本市のPRに一役買った蔵の水の行方は如何したものか、更に今後同様の商品の企画が検討されているかどうか。</p>	<p>【水道業務課】</p> <p>市では「おいしい水道水」をPRしようと、水道水原水のペットボトル詰めを行い「蔵名水(くらなみ)」として、平成20年から平成21年にかけて、計3万本を作製し、一般販売及び市の各種イベント等での無料配布を行いました。</p> <p>作製当時は話題を呼び、民間企業との競合など厳しい競争の中で、販売実績は、平成20年が6,472本、平成21年度が6,304本とご好評をいただきましたが、平成22年は3,943本、平成23年度には503本と徐々に需要が伸び悩みました。</p> <p>賞味期限が2年であるため、平成22年からは各種イベントや会議等での配布を増やしたことにより、製造本数の約43%にあたる12,778本が無料での配布となり、収支もマイナスになるなど、在庫管理や経費の問題から残念ながら更なる増産は断念したところであります。このように、水道水原水のペットボトル販売等を止めたのは、新市になったからではなく、採算に合わなくなったためですので、このところは是非ご理解ください。</p> <p>本市のおいしい水を活用して広報活動を行うことは、水道事業のみならず、本市のPR活動においても大変有効なことと認識しておりますが、現在、水道事業では、老朽施設の更新や水道管の耐震化事業、まだ水道を利用できない地域を解消するための事業などに重点的に取り組んでおり、市民の皆様が安心しておいしい水を安定的に供給するために投資することを最優先と考えることから、現状では、経費のかかる「ペットボトルの水」の作製は予定しておりません。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>[担当課:水道業務課 TEL:25-2103]</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
5	第2地区	<p>【重要伝統的建造物群保存地区選定について】 平成24年7月に嘉右衛門町地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されましたが栃木町地区はいまだに選定されていません。今まで何度となく取り上げられてきましたが、市はするすると言っても最近は何もしていません。重伝建選定を推進するために作られた栃木市重要伝統的建造物群保存地区指定推進協議会の会議も平成24年を最後に開催されていません。 最近の東日本大震災の復興を見ても重伝建地区の佐原や真壁を見れば補助率97.5%の手厚い援助で復興しています。これも重伝建選定地区ならばこそで、栃木市においても六十数年ぶりに水害に見舞われ幸いなことに被害は軽微でしたが、もし大きな災害だとしたら重伝建選定なしでは復興はおぼつかなくないと思います。何時大きな災害に見舞われたいとも限りません。 今後この地域に住み続けられ、栃木の誇りである蔵の街の景観を守るためには重伝建選定は不可避な事だと思います。早急に栃木町地区の重伝建選定に向けて行政が動くことを提案いたします。</p> <p>【当日再質問】 市の回答はかなり事実と異なります。回答要旨にあるようなことを文化庁が言う訳がありません。平成24年度までは重伝建選定推進協議会開催されていましたが、嘉右衛門町が重伝建地区になってからは協議会が行われていません。 重伝建地区である佐原、真壁では災害復旧に国県その他から97.5%の補助金をもって復旧が進んでいます。現在の景観法や歴史まちづくり法では復旧に役立ちません。真摯な回答と栃木町地区の重伝建選定へ動いていただきたい。</p>	<p>【蔵の街課】 平成24年当時、栃木町と嘉右衛門町の2地区同時の伝統的建造物群保存地区指定を目指しましたが、栃木町地区につきましては、歴史的風致にそぐわない鉄筋コンクリート造建造物等の取り扱いや、地区内にお住いの方々、あるいは事業者の方々の中にも町並み保存意識に温度差があるなど、解決しなければならない課題も多く、文化庁からもその時点での重伝建地区選定は難しい旨の言及があり、伝建指定は叶わず、今日に至っております。 今後におきましては、当面は伝建指定に向けての諸問題の解消を図るため、景観法や歴史まちづくり法等に基づく歴史的町並み保存の手法により保存事業に取り組み下地を整えたいと、地元説明会やアンケート調査等により同地区の町並み保存の機運の高まりを確認し、改めて、重伝建選定を目指す考えでありますので、ご理解ください。</p> <p>文化庁の言及についてのご指摘ですが、栃木町地区については高い建物がネックであり、文化庁の当時の基準には合わないとの言及があったことは確認しております。 重伝建選定推進協議会、栃木町地区の選定の動きについてのご指摘については、その通りの部分もあると思います。地元への説明や協議会の再開を検討するなど仕切り直しをしたいと考えております。後日相談をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。【総合政策部長】</p>	<p>【蔵の街課 TEL:21-2571】 伝建制度は手厚い助成制度により伝統的建造物所有者にとって有利な保存手法であります。一方で、保存地区全域に厳しい規制を引くこととなり、地区内にお住いの皆様の住環境や、市中心部の商業活動に少なからず影響が生じることになるなど、必ずしも有利とばかりは言えない側面もあります。 本市といたしましては、蔵の街栃木における歴史的建造物の保存は殊の外重要であり、保存するために最も効果の高い伝建地区指定を目指す考えは不変ではありますが、地区内にお住いの方々の生活や事業者の営み等を考慮することも重要と考えておりますので、現在の栃木町に即した町並み整備の在り方等も含めた検討の必要があるものと考えております。 その上で、市の顔ともいべき蔵の町並みを、未来に引き継ぐ貴重な財産として保存し、市中心部の賑わい創出につなげて行く取組みには、直ちに着手しなければなりませんので、まずは歴史まちづくり法に基づく保存事業に取り組み、下地を整えたいと、地元説明会やアンケート調査等により同地区の町並み保存の機運の高まりを確認し、改めて、重伝建選定を目指したいと考えております。 なお、地元関係者の皆様とは、定期的に意見交換を行って参りたく存じますので、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。</p>
6	第2地区	<p>【旧警察署跡地の活用について】 旧栃木警察署跡地の活用については市民の関心の高い問題です。 市の中心部にあり大きな面積を有する公共の更地はここしかありません。市はこの土地の活用のため提案を募集しましたが不調に終わったのは昨年度のことです。その活用方法はいろいろ考えられますがそれはきちんとした議論を踏まえて今後の栃木市のために活用するのが望ましいのですがそれはまだ先のことになると思います。(本来は早急に進めなければならぬのですが)しかし当面は現状のように駐車スペースとして活用することもやむをえません。しかしそれだけではもったいないと思います。もっと活用できるように以下のことを提案します。 1) 公衆トイレの設置 栃木駅から山車会館までの間の蔵の街大通りに公衆トイレがなく観光客に大変不評です。(栃木駅のトイレの場所も不評) 2) 上下水道と電気設備の設置 今後この場所でイベントを開催する場合必須です。山車会館前広場はすでに設置活用されています。川越市も駅前の広場に設置されています。 以上当面の課題として提案します。</p>	<p>【市街地整備課】 旧栃木警察署跡地につきましては、平成27年度に行いました民間事業者の公募におきまして、該当事業者なしとの結果になったところであります。 現在は、観光駐車場等として暫定的に利用しているところでありますが、改めて本年度中に土地利用の方向性を定め、来年度には、それに基づく土地利用を図っていきたく考えております。 ご提案のトイレや水道設備等の設置につきましては、新たな土地利用との整合も必要となりますので、現状での設置は困難と考えておりますが、新たな土地利用の計画の中で検討してまいりたいと考えております。また、サマーフェスタなどのイベント時には、仮設トイレや照明の対応を行ってまいります。</p>	<p>【市街地整備課 TEL:21-2309】 現在、栃木駅前における国の合同庁舎整備に合わせ、駅前市有地において、複合施設・(仮称)シビックセンターの整備に向けた民間事業者の募集を開始したところであります。事業者募集にあたっては、「栃木駅前周辺地区の利便性の向上や賑わいの創出に寄与する複合的機能を持った施設」を条件としています。 旧栃木警察署跡地の活用については、この駅前市有地に整備する施設と機能の重複がないよう、また、近隣の銀座通りに整備された新たな施設との相乗効果により、より一層の賑わいが創出できるよう、調整を図りながら進めていきたく考えておりますが、交流人口の増加に重点を置いた観光施設・商業施設や、定住促進を図る居住施設など、中心市街地の活性化につながる土地利用を図ってまいりたいと考えております。</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
7	城内町大宿	<p>【小学校通学路の整備について】 平成25年度、南小学校区域内と第四小学校区域内の通学路の整備についてお願いいたしました。 南小学校区域内の弁天橋から下流の巴波川堤防上の通学路につきましては平成26年度に早速実施していただきありがとうございました。 第四小学校区域内の通学路で栃木・小山線の歩道を使用しておりますが、下校時は城内陸橋を下りたところで歩道が行き止まりになっており先に行くには、一旦車道に出てから城内陸橋の側道に入るようになり、登校時は城内陸橋の側道から一旦車道に出て栃木・小山線の歩道に入ることとなり登下校時には自動車の往来が激しく非常に危険な場所となっております。 平成25年度にお願いをさせていただいてから3年が経過しても何ら対策もなされずに今日に至っております。 平成27年度ふれあいトークで道路課・教育総務課さんの回答は「道路管理者である県に確認したところ、横断歩道の設置について警察と協議中であるとのことであり(中略)このようなことから市といたしましても横断歩道について件に要望していくとともに、通学路につきまして再度学校へ、より安全な通学路への変更を要望して参りたいと思います。」 となっており、所管課が地域住民の切羽詰まった要望に対し主体性をもって問題の解決にあたらうとしている姿勢が見えてこないように感じます。 お忙しいこととは思いますが、ご検討の程よろしくお願いいたします。</p> <p>【当日再質問】 回答要旨の中で通学路を西側に変更したことについて書いてあります。この変更した通学路は、水はけが悪く少しの雨で水が溜まってしまいます。通学路の変更の際に現状の確認を適切に行ったのでしょうか。 きちんと安全を確保し、状況をきちんと確認したうえで通学路の設置、変更をお願いしたい。</p>	<p>【道路河川整備課】【学校施設課】</p> <p>ご指摘の栃木小山線の歩道の危険箇所につきましては、昨年度、「横断歩道設置以外の歩行空間確保に向けた検討を関係者と調整していきたい」旨回答させていただき、当面の措置として教育委員会と学校が相談の上、通学路を西側の市道に変更し、子供たちの安全を確保してまいりました。 その後地元関係者の方のご理解とご協力により栃木小山線の路肩の安全を確保することができましたことから、教育委員会と学校で現地を確認し今年の5月下旬から従前の通学路に戻したところであります。</p> <p>【教育部長】 県道の東側をこれまで通学路としていましたが、歩道がないことから、県土木事務所へ要望をし、暫定措置として通学路の変更を行いました。通学路の変更の際に現状の確認で見落としがあり、大変申し訳ございませんでした。今後は安全面に十分に配慮したうえで対応いたします。</p>	<p>【道路河川整備課 TEL:21-2401・学校施設課 TEL:21-2464】 県道管理者である栃木土木事務所に確認したところ、「自動販売機が移設されたことで、一応の安全は確保できたところです。その後、地元関係者から途切れた歩道を側道まで繋げる部分的な歩道整備の要望がありましたが、地元関係者から地権者に協力を要請していただけることになり、今後地権者の協力が得られれば部分的な歩道整備を実施する予定です。」との回答をいただいておりますので、新たな事業展開があればご報告させていただきます。</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
8	城内町大宿	<p>【河川の汚染問題について】 城内町地区に「もやし事業・カット野菜事業」を営む会社があり、平成23年3月頃排水による河川の汚染問題が表面化しました。 以前には多くの魚が生息し憩いの水辺だった水路は、浮遊物(ノロ)の堆積、川底の変色等が発生し今は悪臭と虫の発生により水路に面した地域住民の生活環境は劣悪な状況に激変いたしました。 その後、地域住民と会社側の話し合いが続きましたが、これといった進展はありませんでしたが、平成26年2月会社側から水質改善計画を検討する旨の提案がなされ平成27年5月市の生活環境部・坂東市議会議員のご協力により会社側と地域住民との懇談会が開催され、会社側から具体的な水質改善設備を近々稼働させる旨の説明がありました。 しかし工場の最大排出量80m³/日に対し処理能力85m³/日で余裕は6%という状況でした。その後、水質改善効果は思うようにいかず対策も試行錯誤を繰り返し最近改善の方向に向かってきましたが、時折悪臭が発生しております。 行政当局には何かとお世話になっておりますが、この夏どのような状況になるか心配ですので地域といたしましても十分に注視してまいりますので、引き続き会社側に対し公害問題の解決のためご指導等よろしく願いいたします。</p>	<p>【環境課】 当該事業者からの排水による河川の汚染につきましては、平成27年7月に設置された排水処理設備の稼働及び河川にEM団子(※)を投入したことにより、以前と比較しますと改善の方向に向かっていると思っておりますが、時折、川床にミズワタ菌の付着が若干見られます。 このようなことから、これまで、市と事業者による定期的な河川監視をしておりますが、水質の悪化が認められたときは、ただちに事業者に対し、原因を究明させるとともに、市側としましても、迅速かつ適切に改善を求めていくという体制を構築しております。 平成29年2月にも設備の不具合により浮遊物が多量に河川に流れて水質が悪化したという状況がございましたが、不具合の改善及び河川の清掃を実施するよう指導し、その状況が改善されたところでした。 排水処理設備が稼働して間もなく2年が経過しようとしておりますが、この夏におきましても、河川の水質や臭気について、さらに監視体制を強化したうえで、引き続き事業者に対し、解決に向けて強い指導を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>※水質をきれいにする微生物を土と混ぜて団子状にしたもの</p>	<p>【回答要旨のとおり】 【担当課：環境課 TEL:21-2142】</p>
		<p>【当日再質問】 河川の汚染については徐々に落ち着いてまいりました。しかし、搬入トラックが歩道に出ている、フォークリフトが歩道を出て行き来するなど危険な状態です。市からの指導をお願いしたい。</p>	<p>【生活環境部長】 安全面からも敷地内での作業するようにカット野菜工場に対し、指導を行うと共に、そういったご指摘があったことをお伝えします。</p>	<p>【環境課 TEL:21-2142】 ご質問を受けまして、当該事業者に対し、トラックの車体が歩道にはみ出さないようにすること、フォークリフトは構内を走行することについて指導を行いました。 指導後、河川の監視の際、この作業状況も確認し、指導内容を順守していることを確認しておりますが、安全面からも作業は構内で行わなければなりませんので、河川の監視に併せ、引き続き作業状況の確認を行ってまいります。</p>
9	城内二丁目	<p>【県道31号(栃木・小山線)と栃木市道の交差点への信号機設置について】 都市計画道路新設に伴い新たにできた交差点、県道31号(栃木・小山線)と栃木市道(上原園、すぎのや本陣、株ツクイ、コンビニ・サンクスの角)交差点には信号機が無く、市道から県道にまた市道の直進車が両方面とも市道に数珠繋ぎとなり、急ぐ車の急発進等で事故が発生しており、また衝突寸前も散見しております。 また、栃四小、栃南中の学童の通学路となっており、朝の登校時間と通勤ラッシュの自動車が混雑するため学童の父兄が毎朝交替で立哨し学童の安全確保に努めている状況にあります。 併せて、コンビニ、本屋、工場等の開設で歩行者、車が増え従業員、一般市民等が県道横断に非常に苦難している。 また、栃木市衛生センターに行き来する栃木市委託車等が頻りに県道31号線を横断通行し混雑が増えています。 このような状況を解決しスムーズな車両通行と歩行者の安全を確保し、交通事故防止のために是非信号機の設置を要望いたします。</p>	<p>【交通防犯課】 ご要望交差点の信号機設置につきましては、平成21年度から、信号機設置を所管する栃木警察署に対し設置の要望はしておりますが、未だに実現しない状況です。 警察に確認したところ、当該交差点東側に隣接した信号機との距離が近すぎるため、県道のスムーズな車両通行を考慮し、設置は難しいとの見解でした。 市としては、今後も引き続き信号機設置を所管する警察に対し、住民の皆様様の要望を伝えてまいりたいと考えております。 また、市ができる対応としては、昨年度は「交差点注意」等の注意喚起看板3枚を設置しましたが、さらなる交通安全啓発について検討してまいります。</p>	<p>【交通防犯課 TEL:21-2151】 今後も引き続き信号機設置を所管する警察に対し、住民の皆様様の要望を伝えてまいります。なお、「交差点注意」の注意喚起看板を1箇所、追加で設置いたしました。</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
10	城二南	<p>【市営住宅の入居条件等の緩和と活用について】</p> <p>円通寺の西に市営住宅が6棟建てられています。現在、空き部屋が非常に多く管理人としても困っております。ハトの住まいになってしまって、ベランダ側、階段側にネットを張って見ましたが、ハトが引っ掛かって気が付かないでいると死んでしまいます。住宅課の方々も募集をするんですが、なかなか入居者がいないということが現実です。まして空き部屋が四階、五階だから入る人もいないんだと思います。ここに入るには現在40万円位のお金が必要です。内訳とし風呂一式、ガス台、湯沸器、照明器具、カーテン等です。一番負担となるのは、風呂一式だと思います20万円位かかります。色々リスクが多いので募集をかけても希望者がいないのが現実です。私は何年か前から住宅課の課長さんには何度もお話をしてきました。住宅を建てたときの条件と同じでは、入居する人なんかいないと思います。どんなに物臭の人でも窓を開けない人はいないですから、締め切ったままにしておく住宅の傷みも早いです。今現在公営センターという窓口があるのですから、センターで定期的に風通しをやったほうがいいと思います。それができないのであれば、定期的に窓を開ける作業を私がやりますよと前から住宅課に話してあります。何とかいい方法を考えていただきたいと切に要望いたします。</p>	<p>【住宅課】</p> <p>円通寺の西にある城内南第2市営住宅は、人気の高い市営住宅ではありますが、昭和50年代前半を中心に建設されたものであるためエレベーターが設置されておらず、4階及び5階については募集をしても入居希望者が現れないのが実状であります。また、周辺の建物に比べて高いことからハトが集まりやすく、空室となっていればなおさらハトが集まり、糞をしたり巣を作ったりするという問題も発生しておりますので、対策として、ハトよけのネットを張っております。しかし、ご指摘のとおり、ハトが引っ掛かるといった問題も発生しておりますので、指定管理者である公営住宅管理センターと連携し、今年度中にハトの被害を受けた部屋を一斉清掃するとともに、ハトの侵入防止策を講じる予定であります。風呂の設置につきましては、度々ご指摘を頂いたとおり入居者の負担が大きく、入居希望者減少の一因となっておりますので、今年度中には負担軽減を図るための新たな制度を実現させる予定で、現在その準備を進めております。空き部屋につきましては、これまでも指定管理者が定期的に点検を行ってまいりましたが、不十分な点もありましたので、今年度から「指定管理施設事業計画」において空き部屋の巡回をより一層重視して行うことといたしましたので、お気づきの点がありましたら、今後も住宅課までお知らせくださいますようお願いいたします。</p>	<p>【住宅課 TEL:21-2451】</p> <p>ハトの被害を受けた部屋の清掃につきましては、平成29年11月1日から平成30年2月15日までの期間、業務委託により一斉清掃を実施いたしました。併せて、ハトの侵入防止策としましては、ベランダ、踊場計6か所に防鳥ネットを設置いたしました。また、空き部屋の巡回につきましては、これまでの定期的な点検に加え、指定管理者において毎月巡回を実施し対応しております。</p>
11	宿河原	<p>【留学生の通学時等生活マナーの問題について】</p> <p>城内二丁目にヤマト学園の学生寮があります。朝夕に留学生が宿河原地内を通過して通学しています。大声で話しながら道路いっぱいに広がって、歩いたり自転車の二人乗りをしている人が多いです。見かけたときは注意しますが、先に行ってから再び二人乗りで行きます。当自治会住民も危険であり、また、交通ルールを守って登下校している子どもたちにも悪影響ですので、行政からヤマト学園への指導をお願いいたします。</p>	<p>【総合政策課】</p> <p>現在、本市におきましては、在住外国人の方に日本文化、生活習慣等への理解を深めてもらうため、栃木市国際交流協会と連携し、広報とちぎの翻訳や、日常生活に関する外国語訳パンフレットの配布、自転車の乗り方講習会の開催などを実施しております。当該学園に対しましては、生徒への指導の更なる強化を要請するとともに、併せてこれらの情報提供を積極的に行ってまいります。また、各種交流事業への参加を促し、それらの機会をとらえて日本の生活習慣やマナーの普及、啓発活動を継続的に実施することにより、学生の皆さんの生活マナー改善につなげていきたいと考えております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>〔担当課：総合政策課 TEL:21-2301〕</p>
12	宿河原	<p>【小学校(南小)通学路の整備について】</p> <p>宿河原地内、須賀神社西側の道路より巴波川堤防に続く道路は舗装が壊れているため、子ども達の通学の安全のため舗装の修繕をお願いいたします。</p>	<p>【道路河川維持課】</p> <p>ご要望の箇所につきましては、経年劣化等により、路面の損傷が酷い状況でしたので、7月末に職員により全面的な補修をいたしました。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>〔担当課：道路河川維持課 TEL:21-2408〕</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
13	宿河原	<p>【公民館使用の申し込みについて】</p> <p>シルバー大学南校の卒業生で太極拳を栃木公民館(講堂)で月3回練習をしております。</p> <p>現在2ヶ月前に使用の申し込みを行っていますが、3~4ヶ月前位に申し込みが可能となればありがたい。</p> <p>高齢者の集いのため、出来れば使用料等の割引もよろしく願いいたします。</p>	<p>【公民館課】</p> <p>・公民館使用の申し込みにつきましては、現在、市内にある公民館及び地区公民館20館全館におきまして2ヶ月先の月末まで可能としております。これは、合併に際し、それまで各地域の公民館により異なっていた受付方法等を、利用者の利便性と公平性を考慮した上で統一したものです。</p> <p>今回ご質問いただきました受付期間の変更につきましては、今後実施予定の「公民館点検評価」の中で、利用団体を対象に今年度「施設利用者アンケート」調査を実施いたしますので、その結果を踏まえ検討してまいります。</p> <p>また、使用料等の割引につきましては、平成25年4月に市公民館の使用料の統一を図った際に、併せて減免基準の見直しを行い、現在は、官公庁や自治会、シニアクラブ、文団連・文化協会加入団体等の各種団体、並びに育成会や女性会、体育協会等の社会教育団体の使用で、その活動内容により公益上必要と認められる場合は、申請に基づき使用料を減額し、又は免除いたしております。</p> <p>公民館は、地域の社会教育の拠点としてその役割を担う施設で、地域のあらゆる年代の方にご利用いただいております。施設を維持管理していくには、たくさんの経費が掛かるため、税だけの負担では限界があります。このようなことから、施設を利用しない方との公平性を図るため、最低限の受益者負担として、施設の利用者にもその利用形態に応じて、相応の施設使用料をご負担いただいておりますことをご理解願います。</p>	<p>【公民館課 TEL:24-0352】</p> <p>公民館使用の申し込みにつきましては、平成30年度に実施する「公民館点検評価」の資料とするため、利用団体を対象に「施設利用団体アンケート」を各公民館で平成29年9月~10月に掛けて行いましたが、その中の項目の一つとして「施設利用申請時期についてどのように感じますか。」という調査をいたしました。その結果、現在行っている利用予定日の属する月の2ヶ月前の初日から受付を開始する方法に対して、全体集計で満足が48.40%、どちらかといえば満足が39.65%、どちらかといえば不満が10.49%、不満が1.46%という状況でした。</p> <p>結果的には約9割弱の方は今の方法で満足ということではありましたが、逆に約1割強の方が受付期間に不満を持っているということになります。また、自由に意見を記入していただく欄では、受付期間に係るものとして、予約利用申請の時期を早めてほしい旨の意見が複数の公民館でありました。</p> <p>これらの結果を踏まえて、利用者の利便性や公平性を考慮しつつ、より効率的かつ計画的に施設をご利用いただくため検討を行いましたところ、受付期間を1ヶ月延長して、利用予定日の属する月の3ヶ月前の初日からとすることが良いものと考えております。このため、受付期間の見直しに向けて、現在関係課への確認や調整等を進めているところであります。</p> <p>なお、使用料の割引につきましては、施設を維持管理していくための最低限の受益者負担として、施設利用者にもその利用形態に応じて、相応の施設使用料のご負担いただいておりますのでご理解ください。</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
14	宿河原	<p>【お囃子等による地域活性化施策について】 昨年、宿河原自治会に伝わる祭囃子を保存するために「お囃子保存会」を設立いたしました。 現在、お囃子をやっている人が高齢で継続が難しくなるため、若い会員、子ども達と共に次の世代に伝承し、地域の活性化を図ることを目的に行っています。 平成28年・29年は文化庁(文化芸術振興補助金)申請をして、平成28年度分はいただきました。 しかし、現行計画は平成30年度分は応募できないとのことで、市からの補助金をお願い出来たらと思います。</p> <p>【当日再質問】 事前質問にもあるように去年「お囃子の保存会」を立ち上げ文化庁からの補助金を頂いています。しかしながら、平成30年から補助がなくなると聞きました。お囃子の道具等がかなり傷んでいて、これからの伝承が出来なくなります。どうか市からの補助をお願いしたい。</p>	<p>【文化課】 文化庁からの補助金については、補助金の方向性が、団体の育成補助から事業達成型に変わっており、平成30年度は応募しないこととなった次第です。平成31年度以降の申請については、再度各団体の要望等をまとめた上で新たな事業が可能であるならば、申請したいと考えます。 また、市が無形民俗文化財の指定を受けていない郷土芸能や、広域での活動をしない団体に対して「文化財」としての補助金を支出することは難しいと考えております。しかしながら、「地域の財産」としてこれらの地域芸能を継承していくことは重要なことであり、事業内容によっては、「とちぎ夢ファーレ」事業(※)などの補助も活用できる可能性があります。“地域の課題”としてみなさんと共に考えさせていただきたいと思っております。 ※主体的・公益的な市民活動を応援する事業です。事業提案、プレゼンテーションなどにより審査を行い、補助団体を決定します。</p> <p>【生涯学習部長】 市では、指定文化財に対する補助制度はありますが、地囃子など、準文化財については補助制度が無く、文化庁の補助金を使っていました。しかし、育成型から事業達成型への制度変更に伴い、補助対象から外れてしまいました。 市としては、夢ファーレ等の活用の他、現在、準文化財等について、登録制度を検討しています。 また、平成28年度に民間の文化財団の補助金を使い道具の修繕を行った実績があります。今後も民間の補助金についても皆様に提示していきたいと考えています。</p> <p>【市長】 地囃子への補助についてですが、全てに対して補助金を出すのは難しいと考えています。調査をしたうえで必要だと判断した場合には補助を検討させていただきますが、そういったケースを除くと、担当の話にもありましたが、他の補助制度を活用していきたいと考えています。</p>	<p>【文化課 TEL:21-2497】 文化庁からの補助金については、平成31年度以降に新たな事業が可能ならば申請するというスタンスは変わっていません。 また、民間団体の補助制度については、広報とちぎ等により皆様にご紹介させていただきました。その中で、要望のあった団体に対しては、平成30年度の申請を行ったところです。 民間団体の補助制度は、情報が文化課に届くこともございますので、お困りの際にはご相談ください。</p>
15	参加者	<p>【公共施設適正配置計画について】 栃木市公共施設適正配置計画について、肝心なことが2つ抜けています。 まず、借地上にある施設は経費節約の観点からも廃止すべきだと思います。 また、ハード面だけでなく、ソフト面での整備も必要ではないでしょうか。文化会館などの施設の閉館日が重ならないようにするなど、市民が利用しやすい利用規約の見直しをお願いしたい。</p>	<p>【財務部長】 借地上にある公共施設については、確認しています。市内にある445施設の個別の事業計画を策定し、優先順位をどのようにするかなどについて担当課と検討いたします。 また、利用規約につきましては、利便性に配慮した整備を行ってまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 [担当課:公共施設再編課 TEL:21-2336・文化課 TEL:21-2495]</p>
16	参加者	<p>【公共施設適正配置計画の縮減目標について】 栃木市公共施設適正配置計画の『4. 取組』では、25%の縮減目標を掲げているが、この数値の根拠はどのようなものでしょうか。また、既存の施設を廃止したうえで、新しい施設を建設するとのことでしたが、必ずしもこれでうまくいくとは限らないと思います。安易にこのような条件を付けない方が良いのではないのでしょうか。</p>	<p>【財務部長】 国の試算によると30年後の栃木市の人口は現在の25%程度減少する試算があります。また、同規模の小山市や足利市と比較しても本市は公共施設の数、総床面積とも多いため30年間で25%縮減を目標として設定しました。 スクラップ&ビルドについては、時代の情勢に合わせた施設の配置を行います。すぐに全ての施設の入れ替えは難しいですが、30年の間に入れ替えや複合化を行ってまいります。</p> <p>【市長】 スクラップ&ビルドを徹底するのは、自分の首を絞めることになるというご意見ですが、その通りだと思います。すべからくそうするのではなく、柔軟に対応をしたいと考えています。【市長】</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 [担当課:公共施設再編課 TEL:21-2336]</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
17	参加者	【公共施設へのネーミングライツ契約について】 公共施設の名称の一部に企業名をつけて、広告収入を得るような施設があるが、栃木市においても可能でしょうか。	【財務部長】 ネーミングライツ契約と言われるもので、野球場などでも企業名が入ったものがあります。本市における施設の利用状況を考慮すると、難しいのではないかと考えております。 【市長】 命名権を売りに出しているかどうかという提案がありましたが、やってみたいと思います。名称を付けたいような施設があるかどうかは分かりませんが、やるべきだと考えています。	【左記回答要旨のとおり】 〔担当課：各施設所管課〕
18	参加者	【市営住宅管理センターの対応について】 市営住宅に管理センターが入り3年が経過しましたが、休日発生した突発的なアクシデントに対して対応に時間がかかり困っています。先日、雷で貯水槽のブレーカーが落ちた際にも警備会社に直通になってしまう時間だったので、住宅課に対応をお願いしました。市役所には閉庁時にも対応してもらえましたが、今はそれができないため非常に困っています。	【都市整備部技監】 ご迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。 管理センターとの対応について担当課と再度確認し、後日改めてご連絡させていただきます。	【住宅課 TEL:21-2451】 緊急時の連絡体制につきましては、夜間・休日におきましても警備会社を通し、24時間市営住宅管理センター職員に連絡がつくようになっております。迅速な対応が出来るよう、管理センターに指導するとともに、連携のうえ対応してまいりますのでよろしくお願いいたします。
19	参加者	【小中学校への防犯カメラの設置について】 防犯カメラの件について市にお願いしたいことがあります。先般自治会長宛てに通知が来ましたが、防犯カメラを小中学校に市の予算で取り付けたいと考えています。7月以降さくら市、那珂川町、矢板市では、ガラスが割られていたり、栃木市内でも校門付近でたき火の跡があるなど、いつ学校で犯罪が発生するか分かりません。子ども達の安全のために是非設置の検討をお願いします。	【教育部長】 既に一部の学校で防犯カメラの設置をしております。しかしながら全ての学校に設置はできておらず、ご指摘の通りですので、極力設置する方向で今後進めていきたいと考えています。 また、昨年、防犯カメラの設置方針を作成し、市が設置する部分では子ども達の安全確保を優先するという設置方針がありますので、防犯カメラの設置を進めてまいります。	【左記回答要旨のとおり】 〔担当課：学校施設課 TEL:21-2463〕
20	参加者	【栃木市の歌について】 栃木市の歌なのか、市民の歌なのか教えてください。カラオケには自治体の歌のメニューがあり、そこでは栃木市の歌として入っていました。	【総務部長】 栃木市の歌になります。曲名が「栃木市民の歌～明日への希望～」です。 【市長】 カラオケで歌う時は「栃木市民の歌」もしくは、「明日への希望」ででてくると思います。	【左記回答要旨のとおり】 〔担当課：総務課 TEL:21-2342〕
21	参加者	【ふれあいバスのデザインについて】 ふれあいバスの色やデザインを統一することはできないのでしょうか。	【生活環境部長】 表示の文字とち介のマークについては統一しております。しかしながら、4事業者が各路線を走っているため、デザインや型にちがいががあります。色やデザインの統一については担当課にて協議をさせていただきます。 【市長】 ふれあいバスのデザインですが、オレンジや草色の水玉模様でデザイン化を統一しています。しかし、修理等で別の型やデザインのバスが走っている場合もありますので、再度確認させていただきます。	【交通防犯課 TEL:21-2153】 ふれあいバスの車体デザインにつきましては、市章の3色(グリーン、オレンジ、ブルー)を基調としたデザインとしております。 10路線16台の車両が365日運行しておりますが、バス車両は一般の車と比べ、法定の点検や整備等が多いことから、ラッピングをしていない予備車両が運行することもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
22	参加者	<p>【災害時避難所の開設について】 学校が避難所になっていまして、災害の際に誰が避難所を空けるのかお聞きました。今後教育委員会を通じて学校の先生の方に連絡を取って学校を空けるという返事がきました。その時に 誰が開けるのかはっきりしえもらいたいとお願いしたのですが、その返事が全くありませんでした。地元としては、仮に開けなかった時にどうするのか、というのがあります。前回はあきませんでしたので、開ける人が分からないと連絡も取れません。回答をお願いしたいと思います。</p>	<p>【危機管理監】 ご連絡が遅れてしまったことお詫び申し上げます。避難所開設時の連絡体制について、確認をしたうえでご連絡をさせていただきます。</p> <p>【市長】 避難所開設についてのお問い合わせ等について回答が無かった件については、申し訳ございませんでした。確認後速やかにご連絡させていただきます。</p>	<p>【危機管理課 TEL:21-2551】 現在の避難所開設については、気象の情報等をもとに危機管理課が判断し、避難所の準備が完了したことを確認してから避難準備・避難勧告等の情報を皆様に発表していること。 避難に関する情報発信については、皆さまが安全に避難ができるよう早めの発令を心がけていること。 避難の方法や避難所の開設方法については、今後作成予定の「自治会向け災害対応マニュアル」やハザードマップに掲載し啓発していく予定。 市からの避難準備・避難勧告等がある前に避難が必要と感じた際は、危機管理課まで連絡いただきたいこと。 上記内容について、質問者に説明させていただきました。 また、避難所の開設については、行政だけではなく地域の人たちを巻き込んで考えていく必要があるとご提言をいただいておりますので、より良い開設方法についても引き続き検討していきます。</p>
23	参加者	<p>【暴風による学校からの砂被害について】 昨年の11月から3月にかけて風が強く学校の砂が農家の畑に入ってしまうので対策して欲しい旨依頼をしたが、回答が未だにありません。回答をお願いします。</p>	<p>【教育部長】 確認をさせていただいたうえでご連絡をさせていただきます。申し訳ございませんが、よろしくお願いたします。</p>	
24	参加者	<p>【蔵の街第1駐車場の夜間利用者のマナーについて】 蔵の街第1駐車場は18時から翌日9時まで開放となりますが、ゴミのポイ捨てや嘔吐物の放置など、夜間の利用者のマナーが悪く困っています。</p>	<p>【産業振興部長】 日頃の利用においては地域の活性化、賑わいに寄与するため夜の部は無料開放としておりますが、あくまで、きちんとルールを守った利用が前提となります。利用者への注意喚起など、地域住民の皆様が不快な思いをせず、迷惑がかからないよう対策を検討いたします。また、改善が見られない場合には、夜間閉鎖も含め検討をさせていただきます。</p>	<p>【観光振興課 TEL:21-2374】 蔵の街第1駐車場の夜間利用者のマナーについて、商店会連合会に、状況と夜間閉鎖の可能性について説明し、来店者へマナーアップの呼びかけ協力を依頼するとともに、指定管理者である栃木市観光協会から蔵の街第1駐車場内に注意喚起の張り紙等を掲示し、適宜、夜間における駐車場利用者へ利用マナーアップの呼びかけを行いました。 その結果、夜間利用者のマナー違反は減少してまいりましたが、引き続き商店会連合会や栃木市観光協会と連携し、呼びかけを行ってまいります。</p>
25	参加者	<p>【地域支え合い活動の際のリストに載っていない方への支援】 地域支え合い活動について、市と協定を結び要介護者リストの提供がございましたが、個人情報保護法の観点からか、要介護の状態であってもリストに載っていない人がいます。災害時には、リストにない人への支援や補助も当然必要になるので、再度検討をお願いします。</p>	<p>【保健福祉部長】 名簿の整備に関して、高齢の方については90%以上の同意を得ております。介護認定、障がいの方は郵送による同意の確認をしておりますが、確認ができていない先が多いのが課題となっております。同意の確認の方法について再度検討をしていきたいと考えております。 また、災害時などの緊急時には、名簿をお渡しする方向で検討をしていきたいと考えております。</p> <p>【市長】 要支援者リストの件については、本人の同意・承諾がないまま個人情報をお渡しするのは難しいと考えていますが、どう了承を得るのが問題だと思っております。手紙を出して終わりではなく、きちんと主旨を説明し、地道に承諾をもらうべきだと考えています。今後そのように対応したいと考えています。</p>	<p>【地域包括ケア推進課 TEL:21-2244】 地域支え合い活動対象者名簿の登載に関する同意の確認につきましては、高齢者(独居・高齢世帯)の方は、前年同様、民生委員の実態調査と併せて実施いたします。 次に同意者が少ない、介護認定者及び障がい者(手帳交付者)につきましては、郵送調査と併せまして、個別に説明を行い、同意を頂く方法を行うことで対応いたします。 介護認定者につきましては、担当の介護支援専門員(ケアマネ)にもご協力をいただき、対象者への名簿掲載について説明を行い理解を求めてまいります。 また、障がい者につきましては、手帳交付などで窓口にお越しいただいた際に、担当職員から名簿掲載のご説明を行い理解を求めてまいります。</p>

No.	自治会名	質問要望要旨	回答要旨	経過・対応報告
26	参加者	<p>【旧栃木警察署跡地の活用について】 何か歴史的な建物を建てるなど人が集まるような施設を検討してはどうでしょうか。</p>	<p>【都市整備部技監】 警察署跡地の利用については、一年前に公募を行い、一事業者から提案があったが、残念ながら採用となりませんでした。その後、商店会連合会、周辺自治会長との話し合いを行い、現在行われているスターバックス等の店舗が出店している開発の動向を見て検討してはどうかという意見がありました。 開発の動向と、今後どのような人の流れができるのか等を考慮し、再度検討をさせていただきます。</p> <p>【市長】 警察署跡地については、駐車場だけでなく有効に使っていきたいと考えています。再度構想を練っていきたいと考えています。</p>	<p>【市街地整備課 TEL:21-2309】 現在、栃木駅前における国の合同庁舎整備に合わせ、駅前市有地において、複合施設・(仮称)シビックセンターの整備に向けた民間事業者の募集を開始したところです。事業者募集にあたっては、「栃木駅周辺地区の利便性の向上や賑わいの創出に寄与する複合的機能を持った施設」を条件としています。 旧栃木警察署跡地の活用については、この駅前市有地に整備する施設と機能の重複がないよう、また、近隣の銀座通りに整備された新たな施設との相乗効果により、より一層の賑わいが創出できるよう、調整を図りながら進めていきたいと考えておりますが、交流人口の増加に重点を置いた観光施設・商業施設や、定住促進を図る居住施設など、中心市街地の活性化につながる土地利用を図ってまいりたいと考えております。</p>